

事 前 評 価 調 書

I 事業概要			
事 業 名	治山事業（予防治山事業）		
地 区 名	知多郡南知多町大字豊丘字向海戸		
事業箇所	知多郡南知多町大字豊丘字向海戸		
事業のあらまし	治山施設を整備することにより、荒廃山腹を保全し、山地災害を防止する。		
事業目標	【達成（主要）目標】 法枠工 3800 m ² を設置し、荒廃山腹の保全を図る。		
事業費	事業費 58百万円	内訳 ■工事費 58百万円、□用補費 百万円、□その他 百万円	
事業期間	採択予定年度 平成25年度	着工予定年度 平成26年度	完成予定年度 平成27年度
事業内容	法枠工 3800 m ² を設置する。		
II 評価			
①事業の必要性	1) 必要性	当該地域では、山腹の荒廃が進み、山地災害の発生の恐れが懸念されている。地元からの事業実施の要望も強いため、治山事業の実施が必要である。	
	判定	A	A : 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B : 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。
		【理由】 山地災害の未然防止を図る上で、当該地域における事業実施が必要であるため。	
②事業の実効性	1) 事業計画	平成26年度から工事を58百万円で行う計画となっている。 事業期間は平成26年度から平成27年度で、総事業費は58百万円の予定である。	
	判定	A	A : 事業計画の実効性が期待できる。 B : 事業計画の実効性が期待できない。
		【理由】 地域住民の生命・財産を守る上で事業実施が必要である。	
III 対応方針			
妥 当	事業実施が妥当である。: 上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。: 上記以外のもの。		
IV 事後評価実施の有無と主な評価内容			
<input checked="" type="checkbox"/> 対象（事業完了後5年目） <input type="checkbox"/> 対象外 【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】			
【主な評価内容】			